

所定疾患施設療養費 算定状況

令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0											
	日数	0											
尿路感染症	人数	0											
	日数	0											
带状疱疹	人数	0											
	日数	0											
蜂窩織炎	人数	0											
	日数	0											

※蜂窩織炎（令和3年4月より該当） 施設内での治療が可能と判断され、抗生剤（内服・点滴注射）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。